

水第2943号
令和8年2月20日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



くろまぐろに関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量
について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたい
ので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

問合せ先

水産課 漁業調整・資源管理グループ 芳山

電話 045 (210) 4549 (直)

ファクシミリ 045 (210) 8853



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

47.7トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち4.8トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	5.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	5.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	6.8トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	14.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	5.1トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

28.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.0トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	19.5トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.1トン

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ (小型魚)	47.7 トン
くろまぐろ (大型魚)	28.6 トン

令和8管理年度における神奈川県への漁獲枠配分

令和7年12月19日付7水管第2402号

水産資源	令和8管理年度 当初配分	参考：令和7管理年度 当初配分	増加量 増加率
くろまぐろ小型魚	47.7トン	47.7トン	±0トン
くろまぐろ大型魚	28.6トン	28.6トン	±0トン

※令和7管理年度と変更なし

2

令和8管理年度における漁獲枠配分案【小型魚】

- 漁船漁業（定置漁業以外）／ 定置漁業 ／ 留保枠 の3つに配分
 - 1割を留保枠とし、残り9割を過去実績に基づき各漁業種類に配分
 - 過去実績は直近10年間のものを採用
（ただし、H29年、H30年については採り控えを行ったため除く）
 - さらに、各漁業種類に配分した漁獲枠は、第1四半期～第4四半期に分けて管理
- ※神奈川県資源管理方針の規定による

【配分案】

- 配分量：47.7トン うち留保4.8トン（10%）
- のこり42.9トンを次のように配分する

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期（4～6月）	1.0トン（±0）	4.2トン（±0）
第2四半期（7～9月）	1.0トン（±0）	6.8トン（±0）
第3四半期（10～12月）	5.5トン（-0.8）	14.2トン（+0.6）
第4四半期（1～3月）	5.1トン（+0.4）	5.1トン（-0.2）
合計	12.6トン（-0.4）	30.3トン（+0.4）

（ ）内の数値は令和7管理年度当初配分からの増減量

3

令和8管理年度における漁獲枠配分案【小型魚】

①直近10年間（H29年、H30年実績を除く）の漁獲実績を基準に按分

表1 直近10年間実績値（トン）と割合

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	3.09 (1.3%)	8.84 (3.6%)
第2四半期	4.23 (1.7%)	53.60 (21.9%)
第3四半期	33.04 (13.5%)	81.44 (33.2%)
第4四半期	31.61 (12.9%)	29.35 (12.0%)
合計	72.00 (29.4%)	173.23 (70.6%)

表2 実績値に基づく按分（トン）

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	0.6	1.6
第2四半期	0.7	9.3
第3四半期	5.8	14.3
第4四半期	5.5	5.1
合計	12.6	30.3

② 漁獲や管理の実態を考慮し、一部修正

表3 実績値に基づく按分からの修正
()内数値は表2からの増減量

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	1.0 (+0.4)	4.2 (+2.6)
第2四半期	1.0 (+0.3)	6.8 (-2.6)
第3四半期	5.5 (-0.3)	14.2 (±0)
第4四半期	5.1 (-0.4)	5.1 (±0)
合計	12.6	29.9

漁船漁業

- 管理の都合上、各四半期に1トン以上を配分するようにする。そのために、第3四半期から0.3トン、第4四半期から0.4トン供出する。

定置漁業

- 直近では第1四半期でもまとまった漁獲があることから、令和7管理年度の当該漁期と同数になるまで配分し、不足分は第2四半期から供出する。

その他（漁船漁業、定置漁業共通）

- 第2四半期以降の不足分は、追加配分と未消化分の繰越で対応
- 第4四半期でなお不足する場合は、留保枠で対応

4

令和8管理年度における漁獲枠配分案【大型魚】

- これまでの漁業者の皆様からの御意見を踏まえ、令和7管理年度と同様に **漁船漁業（定置漁業以外）／ 定置漁業 ／ 留保枠** の3つに配分
 - 留保枠は3トン（おおむね1割）に設定
 - 残りを、R3～5年の漁獲実績を基準としたうえで、**直近5年間の最大実績値を勘案して配分**
- ※神奈川県資源管理方針の規定による

【配分案】

- 配分量：28.6トン うち留保**3.0**トン
- のこり**25.6**トンを次のように配分する

区分	漁獲枠	全体に占める割合
漁船漁業（定置以外）	19.5トン	68.2%
定置漁業	6.1トン	21.3%
留保	3.0トン	10.5%
合計	28.6トン	100%

配分量も令和7管理年度と同じ

5

令和8管理年度における漁獲枠配分案【大型魚】

【配分の考え方】

① 留保枠の設定

- 留保枠は、複数漁業者による同時多発的な漁獲や、定置網における突発的な大量入網による急激な漁獲枠の消化への対応を想定して設定
- 定置網では、直近5年間では1日で水揚げされる大型魚は最大3トン程度であることから、3トン留保で対応可能と想定。

28.6トン - 留保3.0トン ⇒ 25.6トン各漁業種類へ

② 各漁業種類への当初配分

- これまでの大型魚の漁獲実績は、漁船漁業、定置漁業ともに漁獲抑制がかかった上での実績であることを考慮して最大実績値を基準とする。
- 漁船漁業、定置漁業ともに、基準年（令和3年度～令和5年度）における最大実績値を配分
- 残り2.2トンは、直近5年間の最大実績値の比率に応じて按分

漁船漁業： $17.9 + 2.2 \times 17.9 / (17.9 + 5.5) = 19.5$ トン

定置漁業： $5.5 + 2.2 \times 5.5 / (17.9 + 5.5) = 6.1$ トン

表4 直近5年間の漁獲実績
太枠は漁獲枠算定の基準年
網掛は最大実績値

管理年度	漁船	定置
R2	5.5	0.4
R3	17.9	0.6
R4	6.6	1.1
R5	9.6	5.5
R6	16.9	1.0

神奈川県資源管理方針（抜粋）

（別紙 1－1）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

（別紙 1－2）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を、令和3年度から令和5年度を基本として直近5年間の漁獲実績を勘案して配分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。